

1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が再生可能エネルギー地域共生促進税広報業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

（１）業務の名称

再生可能エネルギー地域共生促進税広報業務

（２）業務の目的

本県では、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた、再生可能エネルギー地域共生促進税条例（以下「本条例」という。）を令和６年４月１日から施行している。

本業務は、本条例の趣旨、制度及び再生可能エネルギーの導入に当たり必要不可欠な「地域との共生」等について理解を深めてもらうため、広く県内外の事業者等に向けて、メディアを活用した広報を行い、本条例の確実な運用を図ることを目的とする。

（３）業務の内容

別紙仕様書のとおり

（４）委託期間

契約締結日から令和９年３月１日（月）まで

（５）委託料の上限額

金 ３，６５１，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（６）留意事項

委託業務の実施に関して、受注候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県との協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

3 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格の規定）に該当する者でないこと。
- （２）この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和２年４月１日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- （３）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年１１月１日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- （４）宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （５）政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条の規定によるもの）に該当し

ない者であること。

(6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。

(7) 宮城県内に本店又は支店を有する者であること。

(8) 本業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

4 企画提案事項

仕様書4の委託業務内容について、工夫や独自のアイデアのポイント等を含めて具体的な企画提案を行うこと。

5 応募手続

次のとおり企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付

ア 受付期限

令和8年8月18日（火）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式第3号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ウ 提出先

kanseip2@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県環境生活部環境生活総務課 企画調整第二班）

エ 留意事項

電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

オ 回答方法

質問に対する回答は令和8年8月20日（木）午後5時までに宮城県環境生活部環境生活総務課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限

令和8年8月26日（水）午後5時まで

イ 提出方法

電子メール

ウ 提出先

kanseip2@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県環境生活部環境生活総務課 企画調整第二班）

エ 提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式第1号）

（イ）企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）

オ 留意事項

参加申込書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年9月2日（水）正午必着

イ 提出方法

電子メール

ウ 提出先

kanseip2@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県環境生活部環境生活総務課 企画調整第二班）

エ 提出書類

（ア）企画提案書

表紙に「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載した上で、4の企画提案事項について記載すること。また、各ページには通し番号を記載すること。なお、形式については PowerPoint 形式又は Word 形式とし、スライド（ページ）の数は合計20枚以内（表紙を除く。）に収めること。

（イ）業務遂行体制図

（ウ）過去の類似業務の実績

官民を問わず、これまでに実施した類似業務がある場合には、その概要が分かる資料を提出すること。また、過去2年以内に国や地方公共団体から受注した類似業務の実績があれば、併せて提出すること。

（エ）業務工程表

（オ）事業経費見積書（経費参考内訳書）

項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、具体的な費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書を提出すること。なお、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(4) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は一切返却しない。

(5) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書は無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

イ 本募集要領に従っていない場合

ウ 下記6に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

オ 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団

体等が提出した場合

カ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

（6）その他

ア 企画提案書を提出した場合は、下記10で示す問い合わせ先に電話連絡を行うこと。

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

ウ 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。

エ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

オ この企画提案の応募に係る全ての費用は、企画提案者の負担とする。

カ 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

6 業務委託候補者の選定

（1）選定方法

県が設置する選定委員会において、事前に提出された企画提案書等及び提案者によるプレゼンテーションを基に審査を行い、各委員の評価点の平均が30点以上の事業提案者の中から、1位をつけた委員数が最も多い提案者を委託先候補者として選定する。1位をつけた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を委託先候補者として選定する。各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者が複数いる場合は、事業経費見積書の金額が最も少額である者を委託先候補者として選定する。提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを実施し、各委員の評価点の平均が30点以上となった場合に、当該者を委託先候補者として選定する。

提案者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち（6）のとおり企画提案書類の一次審査を実施する。

（2）開催日時 令和8年9月14日（月）予定

（3）開催場所 宮城県庁内会議室

（4）審査方法

ア 出席者は、1提案につき3名以内とする。

イ 1提案者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を合わせて30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、県が後日指定する時間割により事業者ごとに個別に行うものとする。

ウ 社会情勢等により参集が困難となった場合は、書面審査又はその他の形式により選定を行う。なお、この場合、実施方法については別途通知する。

（5）審査内容

次の審査項目及び配点（合計50点）により行うものとする。

項目	評価内容
実施目的	業務の趣旨を十分理解した提案となっているか。（10点）

企画内容	各種メディアへの掲載による情報発信について、広報対象者に効果的にリーチできるメディア及び掲載形態・方法等が、根拠を明確にした上で選定されているか。(20点)
	業務の目標を達成するための工夫や独自のアイデアが盛り込まれているか。(5点)
体制	事業を実施する体制が整っているか。(5点)
工程	無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。(5点)
経費	必要な経費を適切に計上しているか。(5点)
合計50点	

(6) 一次審査(書面審査)

ア 実施日

令和8年9月7日(月) 予定

イ 審査方法

企画提案書について業者選定評価項目及び配点表(評価項目及び評価内容)に基づき審査の上、上位4者を選定する。採点評価・順位付けは、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査における選定方法に準ずる。

ウ 一次審査結果の通知

全ての提案者に対し、令和8年9月8日(火)に選定結果を電子メールにより通知する。

(7) プレゼンテーション審査の日程の通知

全ての提案者に対し、令和8年9月8日(火)までにプレゼンテーション審査の日程を電子メールにより通知する。

なお、(6)の一次審査を行った場合は、上位4者に対し、一次審査結果とともにプレゼンテーション審査の日程を電子メールにより通知する。

(8) プレゼンテーション審査による選定結果の公表

ア 選定結果については、各提案者に書面で通知するとともに、環境生活総務課ホームページで、各提案者の名称や評価点等を公表する。

イ 審査内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

選定委員会において決定した受注候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議した上で契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

8 スケジュール

(1) 企画提案募集開始	令和8年8月5日(水)
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年8月18日(火) 午後5時
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年8月20日(木) 午後5時
(4) 参加申込書の提出期限	令和8年8月26日(水) 午後5時
(5) 企画提案書の提出期限	令和8年9月2日(水) 正午必着
(6) 一次審査(提案者が4者を越えた場合)	令和8年9月7日(月) 予定
(7) 一次審査の結果(提案者が4者を越えた場合)及び プレゼンテーション審査の日程通知	令和8年9月8日(火) 予定
(8) プレゼンテーション審査の開催	令和8年9月14日(月) 予定
(9) プレゼンテーション審査結果の通知	令和8年9月中旬頃
(10) 契約締結	令和8年9月下旬頃

9 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 県と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託事業者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例による開示請求があった場合、不開示部分(個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など)を除き、開示することとなる。
- (6) この契約は、電子契約を選択することができる。

10 問い合わせ先

宮城県環境生活部環境生活総務課 企画調整第二班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎13階

TEL 022-211-2332 MAIL kanseip2@pref.miyagi.lg.jp